著作権法改正に関する要望事項

(警察庁)

Γ				
要望事項	著作権、著作隣接権等侵害の罪における懲役刑と罰金刑を併 科する規定を設けること。			
要望の趣旨	著作権、著作隣接権等侵害の罪では、「三年以下の懲役又は 三百万円以下の罰金」と規定されているが、懲役刑と罰金刑の 併科も選択できるようにすること。			
改正条項	著作権法第 119 条			
改正内容	下線が改正部分 第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下 の懲役 <u>若しくは</u> 三百万円以下の罰金に処し、 <u>又はこれを併</u> <u>科する。</u>			
改正を必要とする理由	日本の刑罰は、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留等規定されているが、その適用に当たっては、事案が悪質になるほど身体刑が優先される。しかし、身体刑を求刑した場合、判決で執行猶予が付され、結果的に罰金より犯罪者のダメージが少なくなってしまうこともある。 併科規定の新設は、身体刑に執行猶予が付されても、罰金を科すことが可能となり、犯罪者に実質的なダメージを与えることができるため。			
要望事項に係るこ れまでの取り組み 状況	特になし。			
その他(関係団体の 名称等)	不正商品対策協議会(代表幹事 角川歴彦) から、本改正要望 と同内容の要望意見の提出を受けている。			

担当者氏名・役職	生活安全局生活環境課生活経済対策室			
連絡先	課長補佐	辻崎	俊徳	03-3581-0141 内線 3365